

契約業務等に関する働きかけについての取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市が行う契約業務等に関し、職員が関係者から受ける働きかけへの対応について必要な事項を定め、組織として適切な対応の徹底を図るとともに、働きかけの内容を市民に公表することにより、契約業務等の透明性のより一層の向上、不正な働きかけの防止及び市民の信頼の確保に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約業務等 次に掲げるものに係る契約及びこれに関連する業務をいう。
 - ア 工事の請負
 - イ 不動産若しくは動産の売買又は賃貸借等
 - ウ 製造その他の請負
 - エ 業務委託
 - オ PFI法第2条に規定する公共施設等の整備等
 - (2) 職員 本市職員であって地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号に規定する非常勤職員並びに市長、助役、収入役、水道事業管理者、交通事業管理者及び教育長をいう。
 - (3) 関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 企業その他の法人の役員、使用人、顧問その他これに類する者
 - イ 業界団体、地域団体その他の団体の構成員(構成員が企業その他の法人である場合は、その役員、使用人、顧問その他これに類する者をいう。)
 - ウ 国会議員、地方議会議員若しくは自治体の長又はこれらの者の秘書、親族若しくは代理人
 - エ 他の行政機関の職員(退職者を含む。)
 - オ 本市退職職員
 - カ アからオに掲げる者以外の個人
 - (4) 働きかけ 関係者が職員に対して契約業務等に関して行う要望、提言、意見、相談、苦情等をいい、勤務時間内に行われたものであるか否かを問わない。ただし、前号カに掲げる個人からの働きかけについては、特定のものの便宜又は利益誘導を図ろうとする場合に限る。

なお、主な例を示すと、次のとおりである。

 - ア 競争入札参加資格に関する働きかけ
 - イ 特定の入札・契約等に関する予定価格、最低制限価格、低入札価格調査に係る基準価格、設計金額、見積金額等に関する働きかけ
 - ウ 特定の入札・契約等に関する参加条件、入札・契約手続等に関する働きかけ

(注)入札・契約等とは、随意契約による見積り合わせ、コンペ、プロポーザルを含む。
- 2 次に掲げるものについては、法令等に違反する場合を除き、この要綱に規定する働きかけに該当しないものとする。
- (1) 公式又は公開の場(議会、審議会、公聴会等)における要望等
 - (2) 陳情書、要望書等の書面
 - (3) 局室区の長が軽易なものと定めた要望等

(記録及び報告等)

第3条 関係者からの働きかけに対しては、複数の職員で対応しなければならない。

2 職員は、関係者から働きかけを受けたときは、すべての働きかけについて、速やかに次に掲げる事項を記載した対応記録票兼報告書(以下「記録票」という。)を作成して所属長へ提出しなければならない。

(1) 働きかけを受けた日時

(2) 働きかけの方法及び場所

(3) 相手方の住所及び氏名(団体にあつては、団体名、所属及び役職名も記載。)

(4) 相手方への告知に関する事

(5) 相手方からの内容確認に関する事

(6) 対応職員の所属、補職及び氏名

(7) 働きかけの件名及び内容並びに対応内容

(8) 対応方針

(9) 対応結果

3 職員は、記録票の作成に当たっては、関係者から働きかけを受けた時点で、関係者に対し、記録票を作成及び公表することを告知するものとする。

4 所属長は、記録票により自らの所属する局室区(以下「所属部局」という。)の長へ報告するとともに、当該記録票の写しを行財政局長(担当は、行政部行政経営課とする。)及び該当する事業を担当する局室区(以下「担当部局」という。)の長に提出するものとする。また、所属部局の長は、働きかけの内容が重要であり、必要と認めるときは、市長へ報告するものとする。

5 職員は、記録票を作成するときは、事実と誤りがないよう留意するものとする。また、働きかけを行った相手方から記録内容について確認を求められたときは、相手方に記録票を提示するものとする。

6 職員は、前項の規定による提示の結果、訂正を求められた場合において当初の記録内容が錯誤又は事実誤認によるものであると対応した職員が判断したときは、記録内容を訂正して、再度相手方に提示するものとする。

(記録票の保存及び公開)

第4条 公文書管理規程第3条第4号に規定する所管課長は、記録票を同規程に基づき適正に保管・保存しなければならない。

2 記録票は、神戸市情報公開条例第2条第1号に規定する公文書として公開請求の対象となり、同条例の規定により公開又は非公開の決定を行う。

(公表等)

第5条 市長は、働きかけの概要を随時公表するものとする。ただし、公表に当たっては、神戸市情報公開条例第10条各号又は第11条の規定を考慮しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、所属部局及び担当部局の長並びに行財政局長は、第3条の規定による報告があったときは、契約業務等の適正な執行及び職員の円滑な事務の執行を確保するため、働きかけの内容に応じて組織として必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。